

介護保険事業計画（第4期） サービス見込量について

1 推計の位置づけ

- ・ 本推計は、国から配布された「第4期介護保険事業計画サービス見込量ワークシート」を使用して第4期介護保険事業計画のサービス見込量を試算したものである。
- ・ 今後は試算の結果をもとにサービス利用率や伸びについて検証を行い、方向性を固めていく。

2 推計の概要

(1) 基本的考え方

- ・ 平成 20 年 7 月に出された「第4期介護保険事業に係わる保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正」（案）に基づき、設定する。
- ・ 同じく出された「第4期介護保険事業（支援）計画について」に基づき、設定する。

第4期介護保険事業（支援）計画について

〈 基本的な考え方 〉

- 第4期計画は、第3期計画において設定した平成 26 年度の目標に至る中間段階としての位置付け。（第3期）：平成 18 年度～20 年度 **第4期：平成 21 年度～23 年度**
第5期：平成 24 年度～26 年度）
- このため、第3期計画の策定に際して基本指針において示した「参酌標準」の考え方は、**基本的に第4期計画の策定に当たっても変更しない。**
- **ただし、療養病床から老健施設等への転換分等の取扱いを規定し、介護予防事業等の効果による認定者数の見込み方について見直しを行うための改正を行う。**

※「参酌標準とは、各自治体が介護保険事業（支援）計画を策定する際に、各種サービス見込量等を定めるに当たり参酌すべきものとして厚生労働大臣が認めるもの

〈 変更しない参酌標準（例） 〉

○介護保険3施設と及び介護専用の居住系サービスの適正な整備

※介護専用の居住系サービス・認知症高齢者グループホーム及び介護専用型特定施設

平成 26 年度 要介護認定者数（要介護 2～5）に対する
施設・居住系サービス利用者の割合は、37%以下

○介護保険3施設利用者の重度者への重点化

平成 26 年度 入所施設利用者全体に対する
要介護 4、5 の割合は、70%以上

○介護保険3施設の個室・ユニット化の推進

平成 26 年度 3施設の個室・ユニット化割合 50%以上
特養の個室・ユニット化割合 70%以上

〈改正事項〉

第4期計画の策定に際して、今回改正する主な内容は以下のとおり

○ 療養病床から老健施設等への転換分等の取扱いを規定

医療療養病床からの転換分

- 医療療養病床から老健施設等への転換分については、一般の老健施設等とは別のサービス類型として一体的に取扱うこととし、年度ごとのサービス量は見込むが、必要定員総数は設定しないものとする。
- この結果、必要定員総数の超過を理由とする指定拒否等は生じないことになる。

介護療養型医療施設等からの転換分

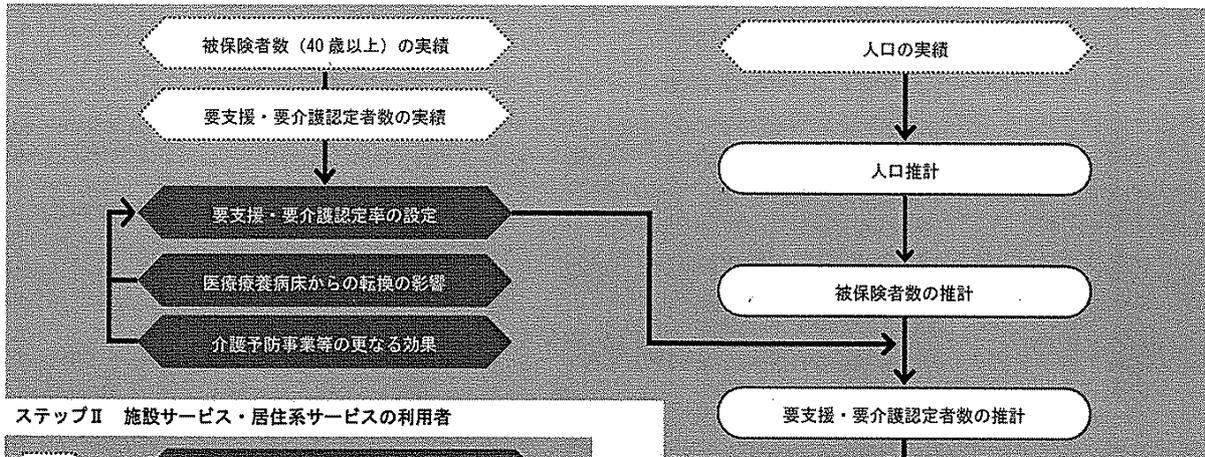
- 介護療養型医療施設から老健施設等への転換分については、当該転換分を含めて、施設種別ごと、年度ごとの必要定員総数を定めるが、同じ介護保険財源の中での種別変更であるため、必要定員総数の超過を理由とする指定拒否等を行わないものとする。

○ 介護予防事業等の効果による認定者数の見込み方に係わる規定についての見直し

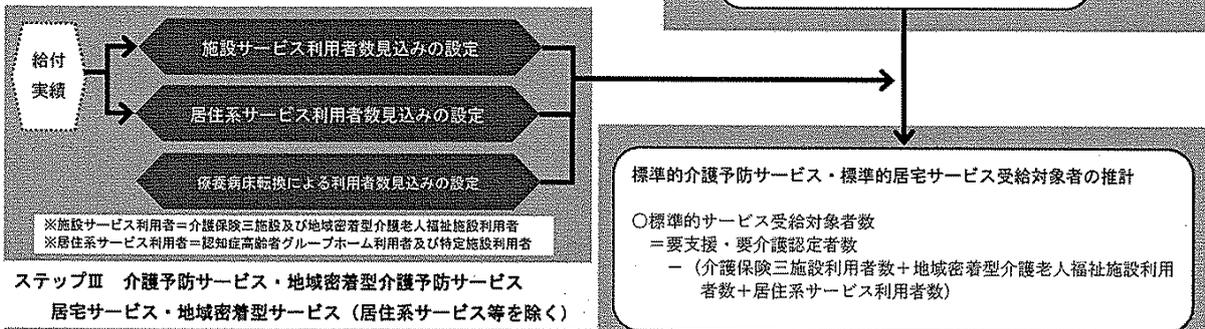
- 介護予防事業等を実施しない場合の要介護者等の数の見込みを基に、全国一律の割合で介護予防事業等の効果を見込むのではなく、各保険者が、当該地域における介護予防事業等の実施状況及び今後見込まれる介護予防事業等の効果を勘案して、要介護者等の数の見込みを定めることとする。

(2) 推計の手順

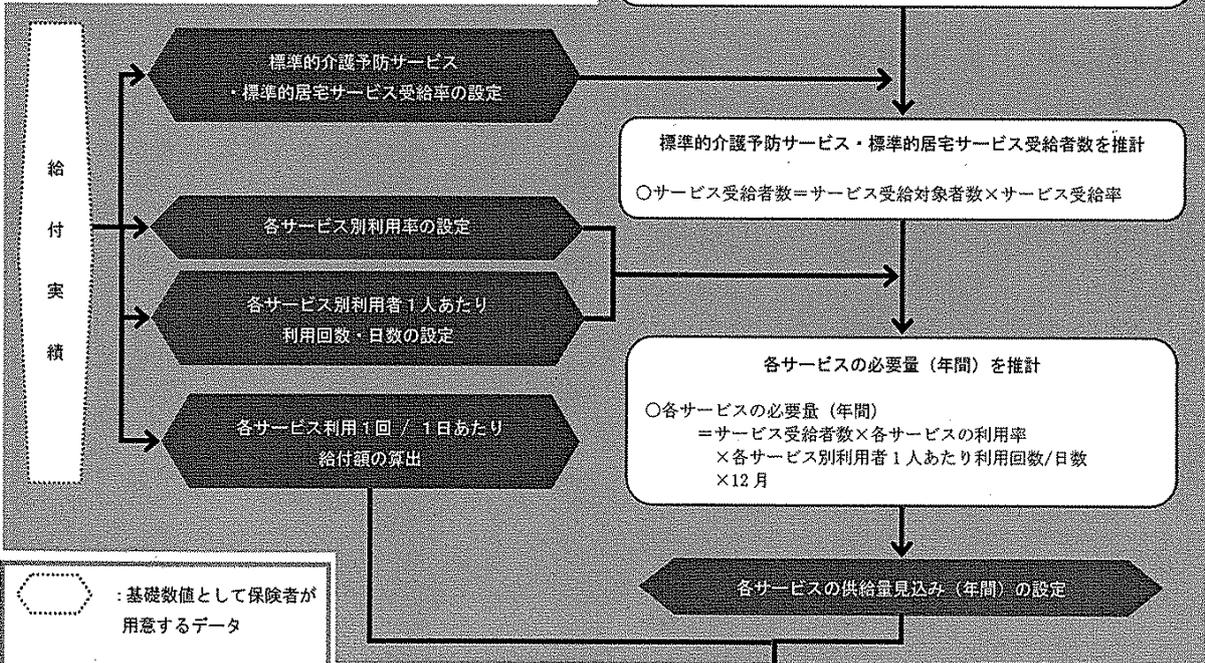
ステップⅠ 被保険者及び要支援・要介護認定者数



ステップⅡ 施設サービス・居住系サービスの利用者



ステップⅢ 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス 居宅サービス・地域密着型サービス（居住系サービス等を除く）

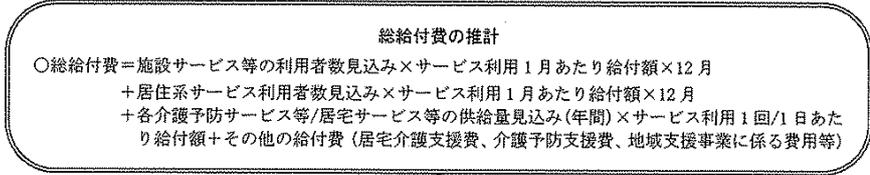


○ : 基礎数値として保険者が用意するデータ

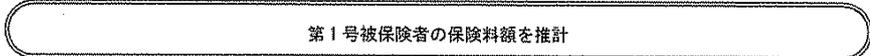
● : 参酌標準、過去の実績、政策的判断等により、保険者が見込む数値

※標準的居宅サービス等受給者数とは、居宅介護(予防)支援を受給するものをいう。

ステップⅣ 総給付費の推計



ステップⅤ 保険料の推計



(3) 見込量算出のスケジュール

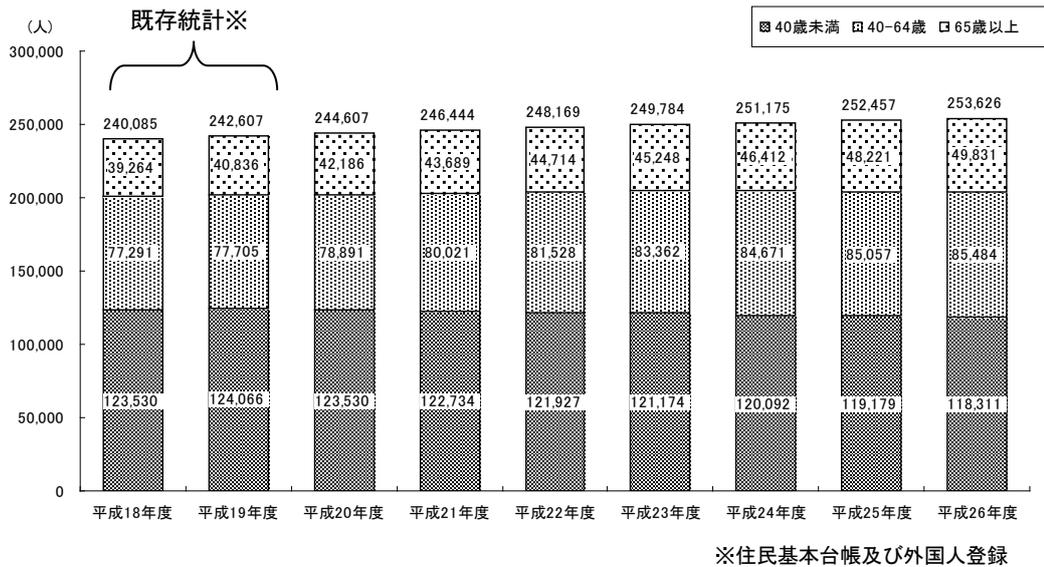
平成20年 9月	平成18年度・平成19年度の実績に基づく見込量（第1次試算）
平成20年11月	平成20年度の実績等を勘案した見込量の精査（第2次試算）
平成20年12月	介護報酬改訂前の見込量（確定）
（介護報酬改訂）	
平成20年2月	介護報酬改訂後の影響を考慮した見込量（確定）

3 基礎数値

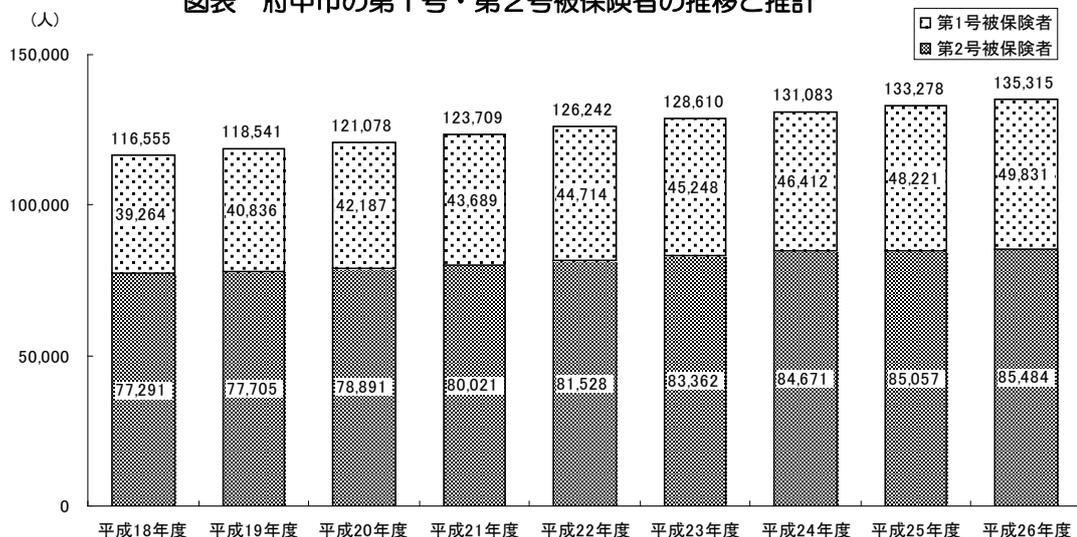
(1) 人口及び被保険者数の推計

- ・ 人口及び被保険者数は、第5次府中市総合計画後期基本計画の人口推計を用いている。
- ・ 住所地特例については考慮していない。

図表 府中市の人口の推移と推計



図表 府中市の第1号・第2号被保険者の推移と推計

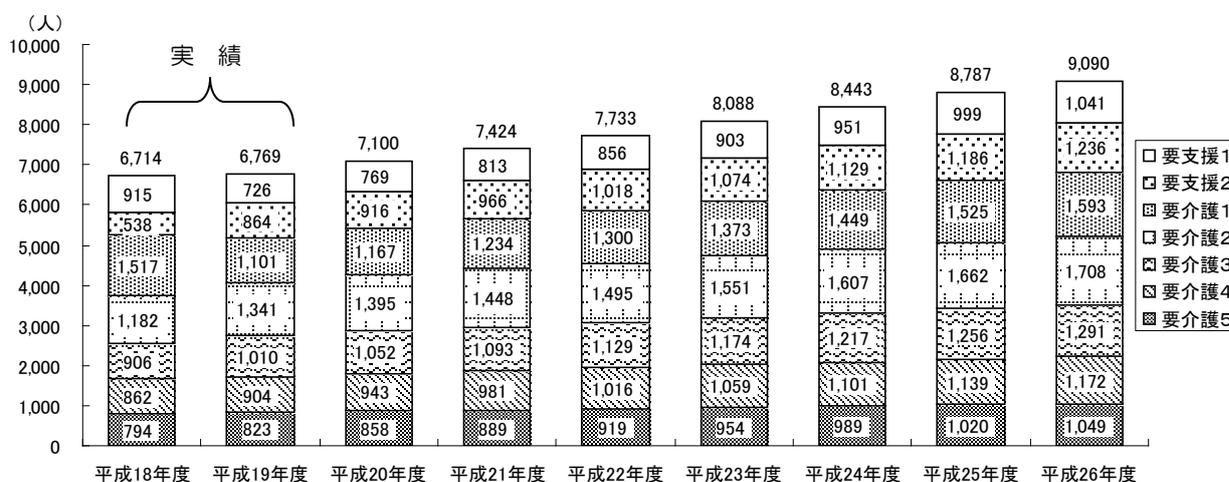


(2) 要介護・要支援認定者の推計

今回の改正事項においては、「全国一律の割合で介護予防事業等の効果を見込むのではなく、各保険者が、当該地域における介護予防事業等の実施状況及び今後見込まれる介護予防事業等の効果を勘案して、要介護者等の数の見込みを定める」としている。

この予防給付の効果について、「介護予防継続的評価分析等検討会」の検討に基づき、さらに予防給付の効果として、要介護2以上に悪化する方が3.6%減少することを追加的に見込み、要介護・要支援認定者数を設定している。

図表 追加的介護予防を講じた要介護・要支援認定者の推計



※実績は各年10月

図表 要介護・要支援認定者の認定率

(%)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認定率	16.5	16.0	16.3	16.4	16.7	17.3	17.6	17.7	17.7

(3) 施設・居住系サービス

- ・ 府中市が実施する基盤整備の計画に沿って市民の利用を想定した見込量を設定している。
- ・ 小規模多機能型居宅介護拠点については、制度上採算性が合わないことから、民間事業者の整備意向が皆無である。このため、公共用地を活用して、土地の部分について、民間事業者の負担軽減を促しながら、公募することを検討している。
- ・ 認知症グループホームは、民間事業者の整備意向が比較的多く、利用量を見込みながら計画的に推進するうち、小規模多機能型居宅介護拠点の整備にあたり、認知症グループホームの併設を検討している。
- ・ 有料老人ホームについては、現在では混合型施設の整備が多く、介護専用型の整備が進んでいない。府中市としては、事業者の運営意向が市民にメリットがあるものかどうか判断する。

◆広域型サービス

種 別	21 年度	22 年度	23 年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	0箇所	0箇所	1箇所(80床)
介護老人保健施設	0箇所	1箇所(34床) 医療転換型	0箇所

◆地域密着型サービス

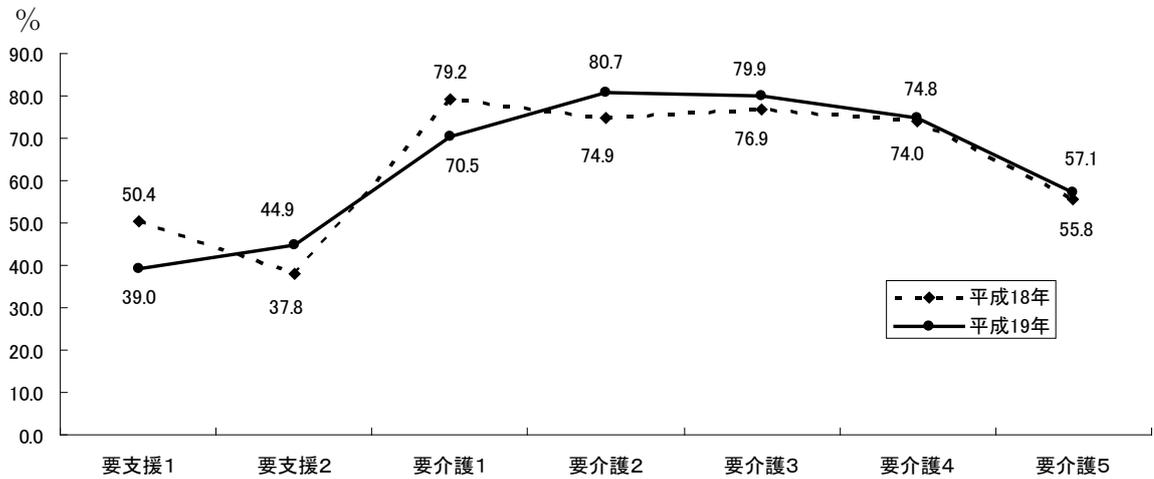
種 別	21 年度	22 年度	23 年度
小規模多機能型居宅介護	0箇所	1箇所 5人(宿泊) (第6地区)	1箇所 5人(宿泊) (第1地区)
認知症高齢者共同生活介護 (グループホーム)	18人分 2ユニット (第2地区)	18人分 2ユニット (第6地区)	18人分 2ユニット (未定)
認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	0箇所	1箇所	1箇所
介護予防拠点	0箇所	0箇所	1箇所
夜間対応型訪問介護	0箇所	0箇所	0箇所
地域密着型介護老人福祉施設 (小規模特養)	0箇所	1箇所(29人)	0箇所
地域密着型介護老人保健施設 (小規模老健)	0箇所	0箇所	0箇所

- ・ また、「基本指針」(案)にそって、平成26年度における要介護2～5に対する施設・介護専用居住系サービス利用者の割合が37.0%以下となるよう設定し、平成26年度における施設利用者に対する要介護4～5の割合が70%以上になるよう設定している。
- ・ 療養病床の転換分については、療養病床を廃止しないという東京都の方針に沿って、現状の見込みについては含めていないが、今後東京都等の動向も見ながら検討を進めていく。

(4) 居宅サービスの受給者率

- ・ 居宅・介護予防サービスの受給率は、平成 18 年度、平成 19 年度の実績に基づき、平成 20 年度以降もその割合が継続するものと設定している。

図表 要介護・要支援認定者の受給率



3 介護・予防給付の見込量

(1) 居宅サービス・介護予防サービス

① サービスの現況

- ・ 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護については平成 18 年度から平成 19 年度の2年間で回数や人数の実績が減少している。介護予防については訪問入浴介護は減ったが、訪問介護、訪問看護の伸びは大きい。
- ・ 訪問系サービスのうち訪問リハビリ、居宅療養管理指導については、人数が伸びている。
- ・ 通所介護、通所リハビリについては回数、人数ともに伸びている。(東京都全体の傾向と同様となっている)
- ・ 短期入所生活介護・療養介護は、介護給付、予防給付ともに伸びている。
- ・ 特定施設入居者生活介護も、介護給付、予防給付ともに伸びている。
- ・ 福祉用具については、貸与については平成 18 年度から平成 19 年度にかけて減少しており、販売については増加している。
- ・ 住宅改修は事前申請となったが、給付量は若干伸びている。
- ・ 居宅介護支援については、平成 18 年度から 19 年度にかけて減少がみられる。(東京都の区东北部、西多摩地域での傾向と同様となっている)

② サービスの見込量

- ・ 見込量については、平成 18 年度と平成 19 年度の国保連介護保険給付実績を勘案して算出した平成 20 年度の利用率や供給率をもとに、3年間、同程度の割合が持続するという考え方で推計を行っている。

③ 今後の課題・取組み策

- ・ 訪問介護については、「同居家族のいる利用者の生活援助の扱い」に留意しながら、必要な方に適正なサービスが提供されるよう指導していく。
- ・ 訪問リハビリ、通所リハビリなど医療系サービスについては利用の伸びにあわせて供給量が確保されるようにしていく必要がある。
- ・ ショートステイについては、これからのニーズの伸びに加え緊急ショートステイの確保も含めて見込量を確保する必要がある。

◆居宅・介護予防サービスの見込量（試算）

実績

（年間、延べ人数・回数）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1) 居宅サービス						
①訪問介護						
回数	313,234	294,826	327,552	335,789	345,209	364,389
(人数)	21,123	18,611	20,675	21,327	22,030	23,159
②訪問入浴介護						
回数	10,376	10,092	11,437	11,542	11,715	12,697
(人数)	2,281	2,246	2,509	2,533	2,572	2,783
③訪問看護						
回数	24,763	23,488	27,325	27,822	28,452	30,329
(人数)	4,904	4,536	5,270	5,376	5,507	5,849
④訪問リハビリテーション						
日数	960	1,548	1,748	1,792	1,842	1,938
(人数)	206	345	373	382	393	414
⑤居宅療養管理指導						
人数	5,440	6,073	6,390	6,548	6,627	6,666
⑥通所介護						
回数	98,012	107,694	109,850	113,462	117,356	122,614
(人数)	12,822	13,871	14,542	15,009	15,513	16,253
⑦通所リハビリテーション						
回数	37,923	42,475	45,552	46,762	48,146	50,386
(人数)	5,212	5,712	6,058	6,223	6,410	6,707
⑧短期入所生活介護						
日数	31,685	34,427	35,961	36,663	37,570	39,591
(人数)	3,982	4,250	4,394	4,487	4,603	4,845
⑨短期入所療養介護						
日数	11,965	12,826	14,072	14,330	14,668	15,472
(人数)	1,452	1,644	1,703	1,736	1,779	1,876
⑩特定施設入居者生活介護						
人数	2,839	3,147	3,228	3,456	3,672	3,816
⑪福祉用具貸与						
人数	18,248	17,582	19,569	20,036	20,577	21,646
⑫特定福祉用具販売						
人数	493	655	736	777	797	807
(1) 介護予防サービス						
①介護予防訪問介護						
人数	5,482	6,778	7,340	7,756	8,148	8,561
②介護予防訪問入浴介護						
回数	27	12	49	52	55	58
(人数)	7	4	13	14	14	15
③介護予防訪問看護						
回数	573	1,238	1,264	1,335	1,403	1,474
(人数)	164	225	235	249	261	275
④介護予防訪問リハビリテーション						
日数	87	235	293	309	324	341
(人数)	18	59	64	67	71	74
⑤介護予防居宅療養管理指導						
人数	375	516	587	622	639	648
⑥介護予防通所介護						
人数	2,261	3,186	3,368	3,559	3,739	3,928
⑦介護予防通所リハビリテーション						
人数	424	773	821	867	911	957
⑧介護予防短期入所生活介護						
日数	436	451	524	554	582	611
(人数)	418	648	722	762	801	842
⑨介護予防短期入所療養介護						
日数	27	57	56	59	62	65
(人数)	9	13	13	14	14	15
⑩介護予防特定施設入居者生活介護						
人数	373	552	552	552	660	780
⑪介護予防福祉用具貸与						
人数	1,126	880	1,247	1,318	1,384	1,454
⑫特定介護予防福祉用具販売						
人数	91	135	157	168	174	176

実績

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
住宅改修							
人数		362	452	497	520	531	536
介護予防住宅改修							
人数		161	158	157	156	155	155

(年間、延べ人数)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護支援							
人数		35,309	33,760	35,201	36,268	37,430	39,317
介護予防支援							
人数		7,807	7,819	8,397	8,873	9,320	9,793

(年間、延べ人数)

(2) 施設サービス

① サービスの現況

- 施設サービスは見込み通りの推移をしており、平成18年度、平成19年度と利用人数がなだらかに増えている。

② 今後の課題・取組み策

- 今後、広域型施設が平成23年度に開設することをふまえた見込量の推計をしていく必要がある。介護療養型医療施設の廃止に伴う、受け皿の検討を詳細化する必要がある。

■ 施設サービスの見込量（試算）

実績

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
①介護老人福祉施設							
人数		7,006	7,127	7,284	7,704	8,040	8,335
②介護老人保健施設							
人数		3,643	3,790	3,852	4,104	4,776	5,184
③介護療養型医療施設							
人数		2,070	2,043	2,148	2,268	1,920	1,308
④療養病床（医療保険適用）からの転換分							
人数					0	0	0

(年間、延べ人数)

(3) 地域密着型サービス

① 利用者の現状と見込み

- ・ 夜間対応型訪問介護は実績が少ない状況にある。
- ・ 認知症対応型通所介護は、通所介護と同様の傾向で伸びが大きい。介護予防については利用者が少ないが伸びることも予想される。
- ・ 小規模多機能型居宅介護については実績が低く、伸びていない。

② 今後の課題・取組み策

- ・ 地域密着型サービスについては、今後は事業者の確保策や用地取得策などを進め、整備促進を図ることとする。

■ 地域密着型サービスの見込量（試算）

(年間、延べ人数・回数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
夜間対応型訪問介護						
人数	28	168	174	177	182	192
認知症対応型通所介護						
回数	10,017	11,643	12,467	12,727	13,058	13,737
(人数)	1,154	1,312	1,403	1,432	1,469	1,549
小規模多機能型居宅介護						
人数	5	30	43	49	52	53
認知症対応型共同生活介護						
人数	598	816	888	936	996	1,080
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
人数	0	0	0	240	288	360
介護予防認知症対応型通所介護						
回数	139	106	130	138	145	152
(人数)	25	23	26	28	29	31
介護予防小規模多機能型居宅介護						
人数	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護						
人数	0	0	84	84	96	108

(4) 総給付費の見込み

- ・ 以上の見込量をもとに、平成21年度から平成23年度までの介護給付及び予防給付の総給付費は以下の通りである。(特定入所者サービス費、高額介護サービス費、審査支払手数料は除く)

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護給付費計(小計) → (Ⅰ)	8,872,723	9,185,024	9,419,418
予防給付費計(小計) → (Ⅱ)	457,276	489,659	523,405
総給付費(合計) → (Ⅲ) = (Ⅰ) + (Ⅱ)	9,329,999	9,674,683	9,942,823

(5) 地域支援事業費の見込み

- ・ 地域支援事業費については、審査支払手数料を除く標準給付費見込額に、地域支援事業を構成する各事業の率を乗じて得た額の範囲内とすることとなっている。
- ・ 介護予防事業については 2.0%以内（府中市は 1.93%）、包括的支援事業＋任意事業については 2.0%（府中市は 1.07%）、地域支援事業全体としては 3.0%（府中市も 3.0%）を想定している。

以上